

平成 27 年 2 月 27 日

第 2 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第 1 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 2 7 年 2 月 2 7 日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1 0	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	1 1	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）について
4	1 2	農地法第 3 条許可申請について
5	1 3	農地法第 5 条許可申請について
6	1 4	農用地利用集積計画の調整について
7	1 5	農地法第 52 条に基づく枕崎市賃借料情報（案）の提供について
8	1 6	平成 27 年度農作業標準賃金（案）について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
2 月 27 日	午後 3 時 00 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 8 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	禰 占 通 男	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

欠席委員 6番 神門 達也 (公選)

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長 駒 水 孝 広
農地係書記 前 原 光 博

議長 平成 27 年第 2 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

また本日は、農業委員会の『見える化』の一環として新規農業者の皆さんに傍聴をお願いしております。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

13 番畑野委員，2 番中村委員に、お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 合意解約でございます。

日程第 2 号議案第 10 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページになります。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 3 号は所有権移転による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 4 号は所有権移転による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 5 号は耕作者変更による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

解約面積は畑が 3 筆で 2,551 m²でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について，整理番号 3 号から整理番号 5 号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第3号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 計画変更でございます。

日程第3号、議案第11号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてご説明申し上げます。

議案書は2ページからになります。地図は3ページになります。

申請人は鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号〇〇株式会社で土木建築業を営んでいます。

申請地は枕崎市〇〇町〇〇番で、〇〇集落から南さつま市、〇〇方面へ200mに位置します。

所有者は株式会社〇〇〇〇です。

申請地は鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号株式会社〇〇〇〇の所有地であり、太陽光発電売電事業用地として利用します。登記地目原野で未利用地となっています。代替地は得られませんでした。農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域整備計画変更についてはやむを得ないものと思われま

以上でございます。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号3号、板敷委員。

4番(板敷委員) 日程第3号整理番号3号について報告します。

2月23日、申請人立会いのもと、事務局の駒水係長、前原さん、中原委員、私で現地確認を行ないました。

申請地は〇〇集落から約200m、南さつま市〇〇よりに位置します。

変更後の用途は太陽光発電売買事業用地です。

申請地の東側から北側へ道となっていますが、上り坂で南東の角のところ

より4mくらい高く、擁壁は坂に沿って石垣です。

一部、石垣の崩れたところもありますが、ブロック積みで修復するとのこと

でした。

また、申請地西側は畑、南側は雑種地を挟んで山林です。

申請地南側に300ミリの排水用トラフを設置し、西側境界にはフェンスを設置するとのこと

でした。

原野であった申請地に太陽光発電パネルを設置しても、その後の農用地区域の利用上の支障、集団性、土地利用の混在などに変化は無いのではないかと思

以上報告を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第3号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、農業委員会等に関する法律24条の規定により、俵積田広昭委員の除斥をお願いいたします。

(俵積田広昭委員除斥)

次に日程第4号、農地法第3条許可申請のうち、議案番号2号についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号2号

整理番号2号についてご説明申し上げます。

整理番号2号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、232㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、55歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、65歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号2号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号2号の申請地については6ページに掲載してあります。

申請地は県道〇〇〇〇線沿い〇〇〇〇店より東側約130mの〇〇集落内に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号2号、俵積田義信委員をお願いします。

11番(俵積田義信委員) 日程第4号議案第12号整理番号2号について調査の結果を報告いたします。

調査日は2月の23日、立会人は譲受人の〇〇〇〇さん。

場所は〇〇集落内ですが、〇〇〇〇と県道〇〇〇〇線の交差点より南東約200mの畑であります。

地番，面積は議案書のとおりです。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

理由は相手方の要望。

西側は市道，北東南はいずれも宅地でありまして，家が建っております。

譲受人の家の北側に本人の菜園畑がありましたが，今回後継者の家を建てるため菜園畑が無くなるため，購入するものであります。

購入後も菜園畑として使用するというのであります。

周囲はすべて宅地で家が建っており，農業上の支障はありません。

問題のない申請であります。

報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号，農地法第3条許可申請の整理番号2号については，事務局の説明及び，調査員の報告のとおり，許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます

よって，議案第12号のうち，整理番号2号については，原案のとおり承認することに決定いたしました。

(俵積田広昭委員着席)

次に日程第4号，農地法第3条許可申請のうち，議案番号3号及び4号についてを，議題といたします。

それでは，まず，議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号3号についてご説明申し上げます。

整理番号3号の申請地は，〇〇町〇〇番，畑，384㎡です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，介護士，38歳，〇〇町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業兼自営，70歳，〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の姪にあたります。

整理番号3号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号3号の申請地については8ページに掲載してあります。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして，整理番号4号

整理番号4号についてご説明申し上げます。

整理番号4号の申請地は，〇〇〇〇番〇，畑，444㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、自営業、63歳、鹿児島市にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、79歳、〇〇町にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の営農拡大ということであります。
整理番号4号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
整理番号4号の申請地については10ページに掲載してあります。
申請地〇〇〇〇番〇は〇〇公民館から北側約530mに位置しています。
機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号3号については、禰占委員。

7番（禰占委員）整理番号3号について報告いたします。

2月の22日に譲受人本人の立会いのもと現地確認をいたしました。

申請地は現在、県道〇〇線の北西方向約100mほどに位置し、東側は宅地、南側は畑、西側は宅地、北側も宅地です。

譲受人が10年前から耕作しているとのこと。

譲受後も引き続き家庭菜園、夏季の作付けのため耕作することであります。

申請地は、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。
以上報告を終わります。

議長 整理番号4号について、畑野委員。

13番（畑野委員）整理番号4号について報告いたします。

2月21日に譲受人〇〇〇〇さん立会いのもと、現地調査を行いました。

譲受人は柑橘類を栽培する中核農家でございます。

譲渡人は、鹿児島市居住のために、今回相手方の要望もあり、取得するものでございます。

北側と南側は道路、西側は普通畑、東側はこの申請地と一体となり本人の畑とのみかんハウスが設置されているところでございます。

取得後も現在同様の営農を行う計画でありまして、なんら問題のない申請ではないかと思われま

す。
以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第3条許可申請の整理番号3号及び4号については、事務

局の説明及び、調査員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます

よって、議案第12号のうち、整理番号3号及び4号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で、所有権の移転に関する申請が3件、貸借権の設定に関する申請が1件です。

整理番号9号

整理番号9号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、538㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、自営業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、居住している建物は、家族6人で生活するには、古く狭いので、申請地に新築したいため。」とのことです。

申請地は、13ページに掲載してあります。

〇〇町・〇〇〇〇〇〇より東側道路向かいに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は538㎡でのり面を除く有効利用面積は497.72㎡と問題のないものと思われま

す。申請地の東側及び南側は農地、北側は宅地、西側は道です。

建物は高さ9.5mの二階建てであり、境界より1.6m～8m以上控えて建築し、生活排水は合併浄化槽で処理後南側道路側溝に排水する計画です。

雨水についても、自然流下及び西側・側溝へ放流により処理する計画です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続きます、整理番号10号

整理番号10号の申請地は〇〇町〇〇番畑、208㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員・〇〇〇〇さん、パートです。

譲渡人は〇〇〇〇さん、会社員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「借家住まいなので、申請地に住宅を建てるため。」とのことです。

申請地は15ページに掲載してあります。

国道〇〇号沿い〇〇〇〇より東側約115mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、準工業地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は208㎡で問題のないものと思われます。

申請地の北側及び西側は道、東側及び南側は宅地で隣接する農地はありません。一般住宅転用にあたり、現状のまま、整地のみで、隣地境界には、ブロック塀が施してあり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については、自然流下及び西側・側溝へ放流により処理する計画です。

建物は、高さ8.0mの二階建てであり、隣地境界から0.6m程度控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないようにする計画です。そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号11号

整理番号11号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、1532㎡です。

借人は〇〇〇〇さん、会社員です。

貸人は〇〇〇〇さん、会社員です。

賃借権の設定です。

転用目的は太陽光発電所の設置です。

申請事由は、「貸人の所有する土地を借り受け申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電売電事業用地として活用するため。」とのことです。

申請地は17ページに掲載してあります。

〇〇〇〇高校の約300m東側に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分はJR〇〇〇〇駅より454m南東に位置しており、500m以内農地に該当するため第2種農地と判断します。

転用目的は、太陽光発電所で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積も1532㎡で太陽光パネル49.5kw（216枚）を設置する計画で問題のないものと思われます。

申請地東側は道、その他周囲は農地です。

造成については現況のまま整地し、南側農地境界にはブロック積み及び擁壁を施し、更にその内側に高さ70cmの畦畔と側溝及び沈砂地を設け、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

周囲には高さ1m程度のフェンスを設置し、隣地境界から約4m～7m程度離して太陽光パネルを設置します。

パネルの高さは約1m程度で、パネル間はそれぞれ3.0m程度の間隔は確保する計画であり、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。そのほ

か被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われま

続きます。整理番号 12 号

整理番号 12 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，6611 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社役員外 1 名です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は貸薪置場・貸駐車場です。

申請事由は，「枕崎鯉節ブランド化発展のため，申請人が代表を務める会社に貸薪置場，貸駐車場として，利用したいため。」とのことです。

申請地は 19 ページに掲載してあります。

〇〇町株式会社〇〇〇〇から西側約 100m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第 2 種農地と判断します。

転用目的は貸薪置場・貸駐車場で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 6611 m²で問題ないものと思われま

続きます。申請地の北側及び東側は宅地，南側は原野，西側は農地です。

申請地は北側から南側にかけて段差状に低くなっており，作付けがなされてないかや畑です。

造成は，現状のままで整地のみです。

貸薪置場・貸駐車場転用にあたり，南側及び西側農地境界には土留用の畦畔と沈砂地を設け，周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

雨水については，自然流下及び南側溜柵により側溝へ放流により処理する計画です。

構築物もなく，日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われま

続きます。以上で議案の説明を終わります。

議長 続きます。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号 9 号及び整理番号 10 号を，板敷委員をお願いします。

4 番（板敷委員）整理番号 9 号について報告します。

2 月 23 日，事務局の駒水係長，前原さん，それから中原委員と私で，申請人立会いのもと現地確認を行ないました。

申請地は〇〇町の〇〇〇〇商会の東側で，転用目的は一般住宅です。

西側は市道，北側は宅地で空地，東側は一段低くなっていて荒地，南側も畑ですが耕作はされていません。

東側は擁壁をして周囲をブロック積みで囲むそうです。

建物は2階建てですが、境界から1.6m以上控えて建築する計画で、日照通風に支障は及ぼさないと思われま。

雨水については溜枡を設け水路方流、生活排水・汚水については、合併浄化槽で処理後、西側側溝へ排水する計画だそうです。

その他周辺の農地の営農条件に支障が生じるとは思われず、やむを得ない申請ではないかと思われま。

整理番号10号について報告しま。

同じく4名で申請人の奥さん立会いのもと現地確認を行ないました。

申請地は〇〇町、〇〇〇〇商会の50mくらい北側に位置しま。

転用目的は一般住宅です。

西側は市道、それから北東南は住宅になっています。

雨水については水路放流、汚水や生活排水は下水道へ流し、周囲はフェンスで囲むそうです。

また、周囲はほとんどが住宅で、やむを得ない申請ではないかと思いま。

以上で報告を終わります。

議長 整理番号11号及び整理番号12号を、中原委員にお願いしま。

5番(中原委員)整理番号11号について報告いたしま。

申請地は〇〇町、〇〇〇〇高校より北東に300mに位置する遊休農地です。

転用目的は太陽光パネル設置です。

西側と北側は畑、東側は道路、南側は畑であります。

周辺の農地の日照通風等に支障を及ぼす恐れは無いですが、雨水排水計画が自然流下となっておりまして、黒土で水はけがよいとのことでしたが、それでは被害防除計画にならないので、沈砂地を作るよう指導しま。

境界にはネットフェンスを設置し、南側に水路を作りますので、やむを得ない申請ではないかと思いま。

12号について報告いたしま。

申請地は〇〇町〇〇番、畑で、国道〇〇号線から北へ200mくらいのところに株式会社〇〇〇〇の南側に位置する茅畑です。

南側と西側は畑、北側は〇〇〇〇になります。西側は宅地です。

転用目的は貸薪置場・貸駐車場として利用したいとのこと。

造成工事はせず、現況のまま使用するとのこと。排水等の被害防除計画は南側に盛土をし、西側に沈砂地を設置しますとのこと。周辺農地に被害を及ぼすこともないため、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上で報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありますか。

7番(禰占委員)整理番号12号です。

この面積が6,611㎡、5,000を越すんですけど、この開発許可はどのようになっているんですか。

事務局 市の開発行為の担当の企画調整課と打ち合わせしましたところ、盛土、切土等が発生しないということで、現況のまま使うということでございましたので、開発行為等の申請は今のところ必要ないということで伺っております。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

7 番（禰占委員）はい。

議長 他にありませんか。

12 番（瀬戸口委員）過去においても、転用許可された農地につきまして、今回は特に整理番号の 11 番とか 12 番等の転用許可された農地につきましては、わかっておれば教えてほしいんですが、地目登記、地目変更登記はされているんですか。

それと、地目変更登記をもししてなければ、地図情報システムの地目表示に支障が出てくるんじゃないでしょうか。

それと、もう一点は地目変更登記をされた場合に農家基本台帳はちゃんと事務処理をされているのかのお尋ねいたします。

事務局 地目変更につきましてはですね、農地転用の許可後に申請人が法務局により地目変更登記を行うものであるということでございます。

ですので、今の段階ではまだ農地として地目畑の状態ということであります。

また、転用許可後につきましては、農地台帳に転用の記録として許可日と許可番号を記録するようになっております。

以上でございます。

12 番（瀬戸口委員）今回は当然そうだと思うんですけど、過去においてですね、転用を許可された農地につきましては、特に整理番号 11 番 12 番等のについては、地目変更登記をしないと地図情報システムにも影響が出てくると思いますので、そういうのもひっくるめて申請者にはぜひ地目変更等もしてくださいというのがまあ一言指導していただければと思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

8 番（城森委員）整理番号 11 号なんですけど、この地形を見る限り、この地区の農地の真ん中に位置してですね、比較的一番大きな農地に当たるわけですね。

この形状から見て基盤整備はされてないと思うんですけども、そういう意味でこの辺の中心地の農地がなくなるということは、そのへんの影響というものはでないのか。

そして、この辺の周囲の作物はなんなのか。

お伺いいたします。

事務局 整理番号 11 号の現況でございますが、甘しょ作付が中心になっている、甘しょ地帯でございます。

現況としては荒廃農地、B 判定の荒廃農地の状況でございます、その分を土地の有効利用ということで、今回太陽光パネル設置の転用が申請が出てる状況で

ございます。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第5号、農地法第5条許可申請の、整理番号9号から12号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号、農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

それでは、まず、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定について、事務局に説明を求めます。

事務局 利用権設定でございます。

日程第6号議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は20ページ21ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号27号から38号の2利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外11名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外19名で設定面積は田が1筆で346㎡、畑が30筆で33,307㎡、樹園地が5筆で5,071㎡でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

13番(畑野委員) 整理番号38号のところの備考欄に宅地介在畑という言葉がのってるんですけども、この言葉の意味について教えていただきたいと思えます。

事務局 宅地介在畑というのは、課税上の用語なんですけれども、転用の申請が出されて、目的の用途に使われなくて、畑のまま、あるいは田んぼのまま、そのままの状態である農地のことを宅地介在畑というような呼び名をしています。

で、転用が出てるんですけども、畑のままで現状としては使われている農地のことをこのような表現をしているところです。

議長 よろしいでしょうか。

他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号，農用地利用集積計画の調整のうち，利用権設定の整理番号27号から38号の2については，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第14号の農用地利用集積計画の調整のうち，利用権設定については，原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第14号の決定いたしました案件につきましては，市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨，3月20日を目途に要請してまいります。

次に日程第7号，農地法第52条に基づく枕崎市賃借料情報(案)の提供についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 賃借料情報の関係でございます。

日程第7号議案第15号農地法第52条に基づく枕崎市賃借料情報(案)についてご説明申し上げます。

議案書は22ページ23ページになります。

賃借料提供の区分は各地域農業委員会が地域の実情に応じて区分し，区分毎に農地法第3条，農業経営基盤強化促進法第19条に規定する農用地利用集積計画により収集した実際の賃借料を集計し，平均額，最高額，最低額など，実勢の賃借料を提供することになっています。

本市においては，田，畑，樹園地(茶)の利用状況ごとに基盤整備地域と未整備地域での提供を行っています。

但し，田につきましては賃借件数が少ないため，基盤整備地域と未整備地域の区分をせずに，市全体での提供を行っています。

なお，茶の樹園地につきましては，植栽前の農地については，適用しないこととします。但し，この標準額はあくまでも「目安」であり，生産性及び利用上の問題のある農地については，相互の話し合いで決めていただくこととなります。

以上でございます。

只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

12番(瀬戸口委員) すいませんがちょっと教えてもらいたいんですが，3番の樹園地の田の部分で区画整備をしまして，効率の良い，生産性の高い農地を作った基盤整備の地域の農地が未整備地区の農地よりも安いちゅうのはどうも思ったりするんですがその点がわかってれば教えていただきたいと思います。

事務局 実際に今年の貸し借りの関係の数字をあげてますので，この25%あがってる部分のことだと思うんですけども，中身については，〇〇の〇〇〇〇の跡地の東側あたりの農地が約3万円くらいで賃借料が多数発生しております。

そして，〇〇集落の西側の農地も，茶工場の関係で沢山の筆数が3万円という

貸し借りがありまして、基盤整備地区よりも未整備地区の方が賃借料が上がったという状況にあります。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第7号、農地法第52条に基づく枕崎市賃借料情報(案)の提供については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、報告のとおり承認することに決定いたしました

次に日程第8号、平成27年度農作業標準賃金(案)についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8号、議案第16号、平成27年度農作業標準賃金(案)につきまして説明いたします。議案書は24ページになります。

農作業標準賃金の設定につきましては、毎年見直しを行い農業委員会総会により承認し、次年度の農作業賃金の目安として公表をしているところであります。

標準賃金の設定につきましては、市の農林技術協会(通称技連会)によりまして平成27年度(案)を決定いたしました。その結果、平成27年度の標準賃金につきましては、平成26年度と著しい変動がなく、平成26年度と同額の農作業標準賃金案が決定されております。

なお、鹿児島県の最低賃金が、平成26年10月19日付で改定され、1時間あたり678円となりました。

本市は、現在一般農作業賃金の日額は5,400円(以上)で、時間単価にしますと675円となり、これは県の最低賃金の時間単価678円を下回り、要件を満たしておりませんので、本年度は本市の一般農作業賃金の日額を5,500円(以上)とし時間給にして687円50銭に改定したいと考えておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し質疑・意見はありませんか。

2番(中村委員) この標準単価は参考の数字かとは思いますが、隣接の南さつま市、南九州市等の状況と比較はされたんですか。お尋ねします。

事務局 比較しております。

2番(中村委員) というのは、一部の単価なんですけど、表の下のほうの米のモミ乾燥というところが、一俵あたり410円枕崎市がなってるんですけど、南九州市では、川

辺町あたりでは700円で設定されてるんですよ。

それからもうひとつ、コンバインの買取が枕崎市14,390円となっておりますが、川辺町あたりでは16,000円と設定されてると私は聞いたんですが、かなりの格差があつてですね、問題が発生してるのは枕崎市の人が川辺町の田んぼを買って乾燥した場合、これは今度は逆に川辺町の人が枕崎市の田んぼ、稲作を買って脱穀乾燥した場合格差が生じてるんですよ、そういったところがありますので、一連にいきなり見直すというのは無理かもしれませんが、隣接の各市の状況等を把握しながら見直した方がいいのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

事務局 今年度は一応決定しましたので、以後気をつけて調整したいと思います。

7番(禰占委員) 今平成27年と表示されてるんですけど、変更無いということですよ。

事務局 そうです。

7番(禰占委員) 一応今燃料費が相当、35%から40%下がってきて農家も助かっていると思うんですよ。だからここにあるやつはほとんど燃料使う分でしょ。

だから私この前ちょっと自分の家じゃなくて人のを頼まれてちょっと安いとそういう話も聞いたので、だからやっぱりその今燃料が安くていいんだけど、この燃料が上がったときの対処というのなんか考えんといかんのではなかろうかと。

それでまあ今燃料補助金がありますよね。そしてそういうグループを作るとか、一人では大口してないか生産法人かなんかせんとできんと思うんだけど、やっぱりそこらへんの指導、農家に対しての。そういうのはできないものかなと思って。燃料費の指導とか、安くなるほうの。

いや個人で申請するのがあるでしょ、税分だけ。

事務局 免税軽油のことですか。

7番(禰占委員) ええ。

事務局 それは対応してます。32.1円の、免税軽油の関係ですよ。

7番(禰占委員) だからまあ私もこの前聞いたんだけど、誰かと二人かなんか組んでこうやってるんだとそういうのを聞きまして、それでまあある程度いっぱい使うところは個人でもしてると思うんですよ。

だからその告知、そういう人なんかには周知ということもしてもらいたいと。

まあどんどん燃料費も馬鹿にならんようになってきましたので。

事務局 今の免税軽油についてはあとまた自由説明の方でしますので。

議長 他にございませんか。

8番(城森委員) 私もこの一番下の機械刈りのところなんですけども、ようはあの非常に高齢者が水田の米刈り作業が出来なくてですね、コンバインがふえてたんですよ。このコンバイン収穫乾燥ですね。

でそういうための需要が非常に増えてると思うんですよ。

それでやはりそれも加味する要素じゃないのかなと、もっと高くしてあげないと高齢者でも稲刈りが出来なくて今頼む人が結構多いんですね。

そのへんも加味することはできないのか。

それともうひとつは、これは10aあたりとなっておりますけども、上はコンバイン30キロとなっておりますよね、だからこの1反あたりの収量というのは厳密に言えば違うはずですから、要は収穫量に対して決めていくということが、そっちの方がいいんじゃないかなという気もするんですよ。

というのがこの価格自体がですね、もっとさっき言った燃料代も加味してですね、もっと上げて、さっき言った川辺との比較にしてもですね、この価格自体がちょっと安すぎるんじゃないかというのがあります。

そういう水田の状況も踏まえて、高齢者が出来なくなってる状況も踏まえてですね、そのへんももっと高くしていいんじゃないかというふうに思いますがどうでしょうか。

事務局 価格の方は以後協議していきます。

8番(城森委員) やはりあくまでも標準価格ですけども、やはりこの価格をですね基準にして考えるわけですよ。これよりも非常に高くなってもいけないし、やはり基準となる額がある程度他の市町村と比べてもある一定のレベルにおかないと、さっき言った川辺と枕崎との違いとそのへんからトラブルが発生するかもしれないし、やはり一応参考価格ということでそれを厳密に上げてほしいということで。突き詰めてですね、この価格。

議長 議長が話するのはどうかと思うんですが、お許し下さい。

私も田んぼをしてるんですが、やはり場所によって高かったり安かったり、もう狭いところでわざわざ大きなあれを持ってってすると、やっぱり高く貰ってるようですね皆さん。

そういうふうに臨機応変にしないと、ここでいくらだということはあくまでも目安ということで、高く貰っていらっしゃる方もおります、これより。場所によってですね。

川辺みたいに一枚がもう1反も2反もあるようなのはさーさいくわけですよ。

枕崎みたいに2畝だったり1畝がいけんかすればあるのもあります。そういうところとするともう全然違う、そういうところはそういうところなりで貰っているようでございます。

8番(城森委員) そしたらまあそういう意味じゃあ枕崎の価格は川辺が高くないといけないわけですね。

まあこれからするとさっき言った16,000円と14,300円だから枕崎が低くなると、で条件が悪かったらもっと枕崎の賃金は高くならなきゃいけないということになるかと思うんで、それも考慮してですね、お願いしたいと思います。

7番(瀬占委員) その作業賃金を上げるのはいいんだけど、してもら側というのはどういう気持ちでいるのかそれは聞いたことはないですか。

まあいろんな作業をしてもらい、お金を払う側ですよ。

私も聞いたのはするほうから聞いたから、頼む側としてはどうなのかなど。

一応目安だ目安っていったってこれが一応農業委員会で決まってるだろうと言われて。そしたら何も言えんですよこっちは。

議長 それについてはやはり頼む方も弱み頼まれる方も弱みですよ。いろんな時期が重なったりします。これは。雨が降ったら出来ないとか。

やっぱりそういう状況の中で判断しないといけないですので、そのときどきのやっぱり変化があるのは当然だと私は思っております。

頼む側も機械を持たんことだから頼みます。頼まれる方はその日にしても出来ないとかやっぱりそういうこと言われる方もおります。

そういうことで、一概にはこれがどうこうということは非常に難しいなと私自身は思っております。

2番(中村委員) 私も経験があるんですけど、見直しについてそういうまあいろんな根拠が無いとまた見直しも出来ないかと思うんですけども、頼まれる側頼む側あたりの意向調査というのですか、頼まれる側も410円じゃ安いという人が多分いると思うんですよ、そういった頼む方も410円で500円にしたら高いといわれる人もいるだろうと思うんですよ。そういった調査もできればしてまた見直しをしていただきたいなと思います。

以上です。

議長 他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第8号、平成27年度農作業標準賃金(案)については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後4時00分閉会